

# 自由と人権 通信



「自由と人権」HP

liberty & human rights NEWS

NO.41 (2024.5.2)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

## 目次

- ① 浅見洋子「空襲」「家庭内暴力」 P1~2
- ② 「浅見洋子さんの詩」 P3
- ③ 「戦災変電所」見学とお花見会顛末記 P4~7
- ④ 監査請求と住民訴訟 P7~10
- ⑤ 「陳情裁判」における訴訟関係費用支出詳細 (東大和市) P9
- ⑥ 「本音のコラム」から P10

ご自由にお持ちください



## 空襲

浅見洋子

一九四五年三月一〇日 未明

江東 墨田 台東 と

下町住民を

猛火に 閉じ込め

東京の三分の一を

焼いた

東京大空襲

小学校一年生の マサヒロは

家族とともに

三ノ輪の町で

東京大空襲に みまわれた

「今夜は ひどいのが来るぞ！

防空壕なんかじゃ

やられちまうぞ！」

九日 旋盤工の 父は

仕事あがりに 言った

たえまなく鳴る

空襲警報の サイレン

サーチライトが 夜空を

縦横に てらす

B29の 大きな 機体が

つきからつきへととんでくる

シユルシユル

シユルシユル

焼夷弾が

雨のように

降り落ちるなか

ドカーン

ズズズーン

爆弾が 落ちるなか

母は 二歳になった

次男を おぶい

五歳の 三女の手を

右手に握り 左手には

国民学校一年生の

長男マサヒロの手を ひいて

家が 人が 燃えるなか

炎と熱風に 追われながら

人波におされ

逃げまわり 走りまわった

①

一〇日未明の

風速三〇メートル近い

強風が 炎と熱風を

狂気にかりたてていた

おひつを抱え 飛び出した

長女の 姿がない

みんなを守っていてくれた

父の 姿がない

舅しゅうさんはと

立ちすくんだ しゅんかん

「おトリ いいか！

焼け跡に げろ！」

たしかに

母の名を 呼び

父の 声がした

## 家庭内暴力

見てろ ほえ面かくな！

お金がたりないと 夜中に

お金をせびりに 帰ってきた

マサヒロ兄さん

お金は無い と言つと

暴れて 母を なじった

ある夜 いつものように

酔っぱらって帰ってきた

マサヒロ兄さん

ライトバンに 乗って

何処かに 出かけようとした

——そんなに あたしが

憎いなら 殺しとくれ！

母は押し入れの前に座り合掌した

泣きながら 母に抱きついた私

二人の肩越しに 兄がなげた

アイロンが 飛んできた

押し入れの板戸が 破れた

事故でも起こされては 大変だ  
わたしは 兄の後ろ背に抱きつき  
懸命に止めた だが……

運転席に座り 車を動かした兄

わたしは 両手をひろげ

兄の運転を 阻止しようとした

兄は 私がよけることを見越して

車を 動かした

マサヒロ兄さんが二三歳のとき

父は喉頭癌しゅうがんで 死んだ

母と 六人の子を残し

だが 兄の暴力に

終わりなどない

死ぬなら 死んでもいい

目を瞑り 両手を広げた

わたしの手前 一〇センチで

車は 止まった

怯える母へのなじりは

姉弟にと 向けられた

一八歳の弟を 布団から引き出し

取っ組み合いをはじめた

二階の手すりに覆い被さる二人

兄は 小さい兄さんの首を

本気で締めていた

小さい兄さんの顔が 真っ青だ

このままでは…… とっさに

こたつの台を 兄さんに

振り上げた 一二歳のわたし

——ヨウコ お前には負けた

お前には 欲がない

他の姉弟たちとは 違うな！

車をおり 何処かに行った

マサヒロ兄さん

肩を落とし よろけ歩く

兄の後ろ姿の 寂しさが

なぜか わたしの心を

——貴様ら みんなバカだ！

さわがせた……

## 浅見洋子さんの詩

「空襲」「家庭内暴力」は詩人・浅見洋子さんの作品である。

2 頁目の詩「家庭内暴力」にあるマサヒロは、1945 年に小学校（「国民学校」と呼ばれた）1 年生であったから、6 歳か 7 歳（1939 年か 38 年生まれ）、1949 年生まれの浅見さんとは 10 歳か 11 歳違い、当然浅見さんは東京大空襲（1945 年 3 月 10 日）の直接の体験者ではない。であるから、1 頁目の詩「空襲」は浅見さんが直接の体験者からそれを聞き取り、当時の記録を調べ、想像力を掻き立て作詩したものであろう。

これらの詩は『独りぽっちの人生』<sup>せいかつ</sup>（コールサック社）にあるものだ。前記 2 編の詩は「第四章 三ノ輪の町で一八歳のマサヒロ」に収録されている。他の 5 章（1～3 章と 5 章・6 章）は「東京大空襲訴訟」（2013 年に敗訴）の原告 5 人の戦災孤児の境遇を主題にした詩（いずれも作者は浅見洋子さん）である。空襲によって肉親を亡くし、みずからも心と体を傷つけられ、その後の人生を苦難の中で生きざるを得なかった戦災孤児たちの心の叫びが、浅見さんの詩句を通して伝えられる。

その中で、第四章のみが浅見さんご自身の生活にまつわる、戦災によってその後の人生を大きく狂わされた長兄マサヒロとのやりとりやその葛藤を描いたものとなっている。

第四章の「空襲」「母ちゃんと」「三ノ輪の町」の 3 編は、浅見さんが戦後に得た知識や関係者からの伝聞を基にしたうえで、（「空襲」と同様に）想像の世界のものである。しかしここには実体験と同等、もしくはそれ以上のリアリティーがある。それは浅見さんが「疑似体験」ととどめることなく、まさに体験主体者になりきって（憑依して）表出したからこそである。（通信 NO.40 の「後記」にも書いたことだが、法廷での証言や伝え聴きをもとにしたこれらの詩作はまさにオーラルヒストリーの一つといってもいいかもしれない。）

第四章の後半、「ヒロポン」から「マサヒロの心は」の 4 編は浅見さんご自身の体験である。それは大空襲により心を壊された人たちの PTSD の現実を示すものともなっている。戦争は兵士だけではなく、また加害・被害者ばかりでなく、無辜の人々にまでその爪痕を残す。しかし、加害の頂点に立つものは免罪され、国は責任を負わない。

同書は東京大空襲訴訟原告 5 人の戦災孤児の遍歴や境遇、心の叫びを詩として結実させたものである。上記同様浅見さんの直接体験ではないが、体験した者でなければ分からない生の実感が伝わってくる。

※ 全国の空襲被害者たちでつくる全国空襲被害者連絡協議会は、空襲被害者等救済法成立のために今も活動を続けている。

4 月 22 日が 26 日まで練馬で開催されていた「戦死者たちからのメッセージ」の作者である武田美通さん（故人）についても、浅見洋子さんの詩作と同じことが言えそうだ。小学 4 年生で敗戦を経験している武田さんは、戦争体験者ではあるが、兵士になったことはなく、戦場経験ももちろんない。しかし鉄を素材にしたそれらの作品には圧倒的な迫力と、強い非戦の訴えかけがある。

戦争による被災者（多くは日本軍兵士）をテーマにした作品制作にあたって武田さんは、体験主体者に迫る、もしくはなりきるといった心的回路を経ているのだろう。それはまさに浅見さんの作品制作における追体験と相似的なものだ。



## 【「戦災変電所」見学とお花見会顛末記】 お花見会 2024（サンホセの会） —まさかのコスタリカ大使参加！—

### 【「サンホセの会」とは】

サンホセの会とは、2019年に東大和市でドキュメンタリー「コスタリカの奇跡」の上映会をしたことを契機に立ち上げた会です。平和と自然を何よりも大切にすることをコスタリカ共和国の姿勢に学び、軍隊を捨てた国コスタリカの首都であるサンホセ市と東大和市の国際交流を進め、両都市の平和友好都市協定を締結することを目指しています。

そのきっかけになったものは、東大和市にある「戦災変電所」(※1)（軍需工場の一部であり、アジア・太平洋戦争末期の空襲で爆撃を受けた。）です。変電所の壁面にある機銃掃射や爆撃による数々の弾痕が、サンホセ市にあるコスタリカ国立博物館（1948年の内戦(※2)時に陸軍司令部だった建物が博物館の一部を構成している。）の壁面に刻まれた銃弾の跡と重なって見えたことです。そして、日本は（実態としてはともかく）憲法第9条で戦争と軍隊の放棄を謳い、コスタリカ共和国でも憲法第12条で軍隊の保持を禁止し、（当然のことながら、実態としても）軍隊を保持していないという「共通性」があります。日本もコスタリカ共和国の現実に少しでも近づくようにという思いを込めて、東大和市とサンホセ市の平和友好都市協定締結を目標とにしました。

※1 「戦災変電所」は、軍用航空機エンジンを作っていた工場、旧日立航空機株式会社立川工場の変電所であり、アメリカ軍による空襲でこの工場は壊滅的な被害を受けたが、変電所は奇跡的に崩壊を免れた。

※2 コスタリカはこの内戦で2000人もの死者を出した。内戦を制し大統領になったホセ・フィゲレスは1949年の憲法で軍隊を廃止し、同年11月に制定したコスタリカ憲法第12条で常設的機関としての軍隊を禁止した。

### 【大使館への働きかけ】

サンホセの会では、2020年の2月にコスタリカ大使館を訪問し、アレクサンダー・サラス・アラヤ大使に「西の原爆ドーム・東の変電所」と称される「戦災変電所」について説明をさせていただきました。その際には、日本とコスタリカの憲法の共通性、ならびにコスタリカ博物館（旧陸軍司令部跡）の壁面と「戦災変電所」の壁面に残る銃撃の痕跡の共通性などをパネル等を使ってご説明し、ぜひ東大和市においていただき、変電所を見学していただきたいという希望をお伝えしました。

わたしたちの願いが叶い、同年の3月末にはお花見を兼ねて東大和市に来ていただけるということになりました。しかし、2020年が明けたころからじわじわと広がりだした新型コロナウイルス感染が、そのころには急速に広まりだし、4月の初めには緊急事態宣言まで発出される事態になっていました。大使館でも外出が制限され、大使の東大和市来訪は直前にキャンセルとなってしまいました。

それでもわたしたちは、その後も2023年まで2回大使館を訪問し、同様のお願いを繰り返してきました。

2022年の7月にはコスタリカ大使に進呈するために、変電所を紹介する英語版（案内の挿入文字はスペイン語）のDVDの作成に取り組みました。この作成には、変電所をガイドされている榎崎さん他多数の方のご協力がありました。大使館訪問予定日が一度キャンセルとなった後、開けて翌年の2月、3度目の大使館訪問の際にこのDVDを大使にお渡しできました。

そのかいあって、昨年（2023年）の「東大和市平和市民のつどい」にむけてコスタリカ大使の心こもる平和のメッセージが寄せられ、同集会で東大和市当局により（その一部でしたが）参加者に紹介されました。サンホセの会でも会場の一画をお借りして、会の宣伝をすることができました（会の紹介コーナー確保は前年に引き続き2回目です）。

全く成果の上がらなかったこともあります。コロナ禍で外出もままならない子供たちのために、東大和市とコス

タリカの子どものための絵画交流を進めようと考え、地元小学校長や教育長、市内の子供たちへの絵画指導に取り組んでいる方、コスタリカ現地でガイドをしている方など、可能な範囲で働きかけはしたのですが、力不足で「絵に描いた餅」に終わってしまいました。

今年のお花見はどうしようかと（体調の関係から、サンホセの会の定例会も毎月1回から隔月開催にするなどしたので、）かなり悩んだのですが、シートや飲食の各自持ち寄り、ごみ各自持ち帰りというスタンスで皆さんに呼びかけをしました。

開催するからにはコスタリカ大使館にも声だけはかけておこうと考えていました。

### 【まさかの大使来訪】

今年の桜の開花は遅く、4月になってもまだ満開には程遠い状態でしたが、お花見会を予定していた6日（土）には何とかかなりそうな気配でした。大使館には大使宛にスペイン語で案内状を作り、4月1日メールで発送しました。本来であればきちんと手紙にして送るべきだったのですが、十中八九ダメだろうなという思い込みもあり、エイヤッ！という勢いでメールにしてみました。

ところが、ところが、ところが、翌日の2日に大使館の秘書さんから電話があり、「大使が伺います」とのこと。エッ、ウソ！？ ホント！ お一人で電車を使ってお出でになるとのこと。それからが大変でした。まずはサンホセの会のメンバーに喜びの報告をした後、変電所を管理している東大和市立郷土博物館に連絡をして当日開館してもらえるよう依頼、スペイン語を話せる方（当会でも適任者はいるが、さらに念のために）を探したり、英語で「震災変電所」のことを案内できる方（前出の榎崎さん）に連絡をとったり、大使館には東大和市までのルートを知らせたり、横断幕ならぬ歓迎のための「プラカードもどき」を用意したり等々あたふたと駆けずり回りました。

でも、でも、でも、せっかく大使が来てくれても、迎える当会のメンバーだけでは人数も少なく、高が知れている。少々盛り上がりにも欠け、氣勢もイマイチ……。「そうだ！ コスタリカ共和国を代表する大使が来てくれるのだから、サンホセの会だけで独占するのはもったいない。それに大使と酒を飲める機会など……、もとい！ 『変電所を見学する機会など』などめったの有るものではない！」そう考え、全ての知り合いに呼びかけることにしました。

はじめに作った参加を呼び掛けるチラシには要点のみあっさりとしたけれど、改めて作ったチラシには「アレクサンダー コスタリカ大使も参加！」と大書きして煽り、「サンホセの会メンバー以外も参加できます」などともっともらしく付け加えたが、本音は「誰でもいいから、参加してチョーダイ！」という感じでした。

しかしこれが大当たり。なんと累計で20名近くの人たち（常時参加していたのは15名ぐらい）が集まってくれました。さすがコスタリカ大使の肩書は伊達ではない！

### 【大使到着まで】

お花見シーズン真っ盛り、しかも気象情報では6日の土曜のみ晴れということでした。さぞ花見客でにぎわうであろうと予測し、午前9時には場所取りをすることにしました。それでも大きなシートは（うちには有るけれど、今のぼくには設営・片付けが大変なので）用意できません。小さいシートは（集合時間が11時だから）すぐには集まらない。

しかしそこはよくしたもので、「PTSDの復員日本兵と暮らした家族が語り合う会」の黒井さんが大きなシート持参で駆けつけ、支援者の保浦さんと共に場所取りに協力していただきました。「戦争はしません 白旗を掲げましょう」の白旗もひるがえし、いい目印になりました。

アラヤ大使はJR立川駅で多摩都市モノレールに乗り換え、玉川上水に到着する予定になっていました。

当初はぼくの車で玉川上水まで行くつもりでいたのですが、北口駅前ロータリーには交番もあり、車を止めれば

なしにはできません。タクシー乗り場はあるけれど、タクシーが常時待機しているわけではありません。

そこで変電所を保存する会の中野さんをお願いして車を出してもらうことにしました。もちろん単に「足」として利用したわけではなく、保存する会と大使とのつながりは今後も必要かつ有益であろうとの読みがありました。それにしてもお忙しいなか、車を2度（初め予定していた11時には大使は到着せず、再度11時30分に迎えに行った）。も車を動かしていただき、しかも会半ばで所要のためお帰りになられた中野さんには、ただただ感謝するのみです。

こうして、大使の変電所見学及びお花見会2024は多くの方々のご協力を得て何とか実施の運びになったのです。

### 【感激の変電所見学】

アラヤ大使はモノレールの玉川上水駅に11時30分到着予定、お出迎えはぼくとサンホセの会で唯一スペイン語を話せる櫻木さん、そしてロータリーには中野さんが待機。

予定の11時30分を過ぎてもなかなか姿を現さない大使を探し、改札の外から中へと視線を這わす。よもやこの期に及んでキャンセルはないだろうが、一抹の不安は消せません。と思う間もなく、人群れの中にひととき目立つ大きな体、アレクサンダー・サラス・アラヤ大使その人を発見しました。

歓迎の「ブラカードもどき」を振りかざし、「ビバ、コスリーカ!」「ブラビーダ!」「アモーレ!」とにかく知っているスペイン語らしきものを連発、歓迎の気持ちさえ伝わればいいというノリでした。目の前に登場した大使はもっぱらスペイン語で櫻木さんと会話、こちらは蚊帳の外だが、分かったような顔をして着いて行きました。

ロータリーで中野さんを紹介し、車に乗り込みます。もちろん大柄の大使は助手席。

市民体育館前に車を横付けしてもらい、出迎えてくれた何人かの人たちと変電所に向かう。社交的な大使は、近くでお花見をしていた小さな女の子を連れた家族連れに声をかけ、了解を得てスマホでカメラに収めていました。大使が去ったあと、かれらは「あの人、コスタリカの大使なんですよ」と説明したが、信じてくれたでしょうか。

変電所の見学は、同館を管理している博物館の館長に12時から30分ぐらいと伝えていました。そのために職員さんも2名来館し変電所を開館、待機してくれていました。しかし見学が始まると大使も積極的に（もちろん英語で）榎崎さんに質問し、かつ前に出てスマホの翻訳アプリを活用しながら発言していました。変電所紹介ビデオ（短縮版）もご覧になり、すでにこれを見たともおっしゃっていました。そういえば、かつて大使館にそのビデオを持参したか、データとして送ったような記憶もあります。いずれにせよ、きちんと見ていただいていたことを嬉しく思いました。

変電所の外壁もご覧になり、旧陸軍司令部の外壁との同一性も再確認されたのではないのでしょうか。コスタリカで内戦があったこともお話になって、そのことが軍隊を亡くした大きな理由であることも説明されていました。また、戦争では子どもたちや女性が多く犠牲になるということを強調し、心を痛めている様子も伝わってきました。

変電所の前で見学者といっしょに、「NO WAR」の横断幕を入れて記念撮影。

予定の30分はあっという間に過ぎ去り、1時間以上変電所内で説明を受け、かつご自身のお考えも披歴されました。予定を大幅に超過してしまい、職員の方には本当に申し訳なかったことでした。

### 【お花見会 2024】

待ちに待ったお花見会です。変電所裏手の桜の大木があるあたりが「会場」でした。この樹は公園内でも最も立派な枝ぶりで、東大和南公園（「戦災変電所」はこの公園の中にあります）の象徴的とも言える桜の花の老木です。この頃が一番の見ごろだったように思います。

各自持ち寄りの会でしたが、ご自分の分以上にたくさん飲食を持参してくださった方も多く、和やかに打ち解けた集りになりました。大使も最前の変電所見学とは打って変わってリラックスした雰囲気、食事をつまみ、アル

コールも味わっていました。なかでも黒井さんの持ち込んでくれたお料理が気に入った様子で、作り手の奥さんの幸子さんに、黒井さんからつないでもらった電話で直に話をしていました。幸子さんはあまり物事に動じない人ですが、驚いたのではないのでしょうか。

大使はアルコールが効いてきたからか、横になって翻訳アプリを駆使しながら他愛ないお話を続けていました。本当に気さくな方ではあります。だれかが「涅槃仏のようだ」と言っていたのですが、「まさに！」という感じでした。

楽しい時間はきりが無いもので、適宜な時間でお開きにすることにしました。桜の大木をバックにして、ここでも記念撮影。帰りは玉川上水駅までタクシー。徒歩や自転車に来てくれた人も多く（5人ぐらいいたかな？）、大使到着時よりも盛大になりました。大使が4年前の約束を覚えていてくれたことに対する感謝を込めて、そして再度の東大和市来訪を願ってお見送りしました。

### 【感謝と後日談】

今回のお花見や変電所見学は「死んでも」実現しなければならなかったけれど、そんな覚悟よりも、皆様のご協力とご参加がなければここまでの成果は得られなかったと確信しています。本当に参加して下さった皆さんお一人お一人に感謝しています。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

ところで大使は無事にご自宅まで戻られたのでしょうか。アルコールも効いていたようだし、脚も治っていた（昨年2月の大使館訪問のさいに脚を傷つけてしまわれた）ようですが、実はずっと心配していました。翌々日の月曜日、大使館にお礼のメールと電話をしたときに、大使が通常通り出勤されたかどうか、秘書さんにお聞きしました。特に何事もなかったようだったので、そこでやっと心が落ち着きました。もし何かあったら「国際問題」になっていたかもしれません。

※当日の様子はサンホセの会 HP の「NEWS」のページからご覧いただけます。

サンホセの会 HP



なお、サンホセの会は隔月の第3日曜日午後1時30分から、東大和市立中央公民館で定例会を開いています。

次の開催日は6月16日です。関心のある方は榎本（090-1884-5757）までご連絡ください。



## 監査請求と住民訴訟

住民監査・住民訴訟についてはすでに何度か小出ししてお伝えしているので、重複することもあるかと思いますが、改めてここに一括してお伝えします。

### 【住民監査請求】

昨年11月下旬に心不全で入院する前、2023年11月6日に東大和市監査委員会に住民監査請求書を提出しました。その内容は東大和市が「陳情裁判」（「東大和市子ども・子育て憲章」見直しを求める陳情提出に対して市議会が同市議会会議規則に反する違法な扱いをしたことを理由に、陳情提出者が東大和市を被告にして損害賠償請求した訴訟）の代人弁護士橋本勇に違法な公金支出をしたというものです（このほかにも、代理人弁護士に支払った弁護士報酬額が不当に高額であるとして2本の監査請求を求めましたが、ここでは割愛します。詳しく知りたい方は自由と人権 HP から「チラシ配置拒否裁判、逆転勝訴その後」を参照してください）。

住民監査請求に関する裁判の経緯や、監査請求の経緯は次のようになります。

2020年11月18日に「陳情裁判」に東京地裁立川支部に訴状提出。9回の口頭弁論の後、2022年4月21日原告敗訴の判決が言い渡された。原告はこれを不服とし、同年5月6日控訴状を提出した。東京高裁で1回の口頭弁論で結審、2022年11月9日原告敗訴の判決が言い渡された。原告はこれを不服として2022年11月24日に最高位に上告した。2023年8月4日最高裁から上告棄却・不受理の決定がなされた。

ところが東大和市は、橋本弁護士からの1,188,000円の成功報酬支払請求（2022年11月21日）に対しこれに応じ、2023年1月6日に支払い（口座振込）をしてしまった（支出命令票起票・決定も請求日も、弁護士からの支払請求書の日付と同じ同年11月21日であり、これについても疑念はあります）。支払命令票起票・決定日の2022年11月21日はもとより、支払（銀行振込）をした2023年1月6日の時点でも最高裁の決定は出ておらず、裁判は継続中と見るのが一般的です。つまりまだ確定判決はまだ出てはいないのです。原告が勝訴するか、被告が勝訴するか分からない段階で、しかも公金から成功報酬を支払うことなど許されることではありません。そこで申請人であるわたしは以下のような請求をしました。

「東大和市は違法に支出された1,188,000円と、損害賠償金支払いまでの年5分の利子を支払うよう橋本弁護士に損害賠償請求をせよ。」

口頭意見陳述も要求していましたが、これは入院中のため出席できず、断念せざるを得ませんでした。

監査委員会はこの請求に対し、2023年12月25日付でこれを棄却しました。監査委員の判断は次のようなものです（要約）。

「東大和市と橋本弁護士の高裁における訴訟事務委託契約は契約締結から控訴審終了後までとなっており、高等裁判所の判決結果をもって成功報酬を支払うことは違法ではない。」

契約書を交わしその内容に沿ったものであるから適法だということです。しかし、成功報酬支払請求も支出命令票起票・決定も、さらには支払日までもが確定判決前に為されています。高裁の判決を基に成功報酬支払を許すということは、原告が最高裁で勝訴することはないと言っているようなものであり、三審制を採用している日本の裁判制度そのものの否定と言わざるを得ません。

## 【住民訴訟】

東大和市議議会議員1名と地元で会計事務所を営んでいる公認会計士の2人がメンバーの監査委員会なのでさほどあてにはしていませんでしたが、どう考えてもその審査結果には納得できません。住民監査請求が棄却された場合、その決定に不服があれば、その通知を受けてから30日以内に地方裁判所に住民訴訟を提起することができます（地方自治法第242条の2）。ただし単に不当というがけではダメで、違法であるという要件を備えたものに限ります。

本件の場合は地方公共団体（東大和市）に、相手方（橋本弁護士）に対して損害賠償支払請求をするよう求める訴訟、つまり「損害賠償請求行為請求」事件ということになります（地方自治法第242条の2 1項4号）。いわゆる「4号訴訟」と呼ばれるものです。

2024年1月22日にこれを提訴。その後誤りを指摘され2月22日に内容の一部（電話番号）を訂正しました。

被告東大和市代理人弁護士秋山一弘から3月25日に答弁書が提出されました。

その内容中、被告答弁書「第2」に〈原告が、請求の趣旨2項において求める「被告は判決後速やかに『東やまと市報』に判決の主文と、東大和市民に対する謝罪文を掲載するとともに再発防止の観点から適正な処分、目に見える具体策を講ぜよ。』については、財務会計上の行為と関係なく、地方自治法242条の2・1項各号のいずれの請求にも該当しない。〉とありました。これはその通りなので、原告としてはこの項に限って取り下げることになりました（3月27日取り下げ書提出）。

被告が主張していることは監査委員会の決定通知とほぼ同じです。2022年7月4日東大和市と橋本弁護士が交



わした「東京高等裁判所令和4年(ネ)第2972号損害賠償請求控訴事件訴訟事務委託契約書」の3条2項に基づき、同年11月21日に両者が締結した同訴訟事務委託契約協議書で訴訟事務が完了したことを確認し、1,188,000円を東大和市が支払うことで合意したのであるから違法ではないと言っています。

しかし東京地裁立川支部での判決（被告勝訴）後の対応はこれとは異なっています。被告が勝訴し、上訴されたという条件は同じなのに、ここでは成功報酬を請求していません。これについて被告は次のように主張しています。

そもそもこの文脈では「控訴事件についても橋本弁護士が引き続き受任することになった」から「成功報酬は発生しないこととなった」と読み取れますが、成功報酬の発生要件は、（一審判決後の時点で言えば）控訴審で訴訟事務を受任しているか否かではなく、一審で勝訴を得ていることでもありません。あくまでも確定判決が出たのちに、（「一部」であるか「全面」であるか問わず）勝訴が明らかになっている場合だけです。

「その控訴事件についても橋本弁護士が引き続き受任することになったので、東大和市と橋本弁護士との協議により、成功報酬は発生しないこととなった」（ただし、この「協議」についてはそれを証するものはなく、被告がそう主張しているに過ぎません。）

上訴（控訴・上告）されている限り、成功報酬は発生しえません。被告の言うように、控訴審で被告勝訴の判決さえ出ているので、訴訟事務委託契約を交わし協議の上双方が合意、確認すれば成功報酬の支払いが合法となるとすれば、もし最終的に被告敗訴となった場合はどうなるのでしょうか。⇒以下10頁

裁判関係支払い請求・支払詳細（東大和市総務部文書課）

年月日	訴訟事項	請求（橋本弁護士）	支払・支払処理（東大和市）		証拠
			支払	支出票（起票・決定）	
2020/11/18	東京地裁立川支部に提訴 事件番号：令和2年（ワ）第2710号				
2021/1/20		（1審）訴訟事務委託契約書締結			乙1号証
2021/2/18		1審着手金594,000円（税込） 540,000円×1.1消費税			甲5号証
同日				起票	
2021/2/19				決定	甲6号証
2021/3/5			594,000円	処理（口座振替）	
	口頭弁論（9回） 210215第1回～220304第9回				
2022/4/21	判決言い渡し（棄却）				乙2号証
2022/5/6	控訴状提出（東京地裁立川支部） 事件番号：令和4年（ネ）2972号				甲7号証
同日	控訴期限				
2022/5/25		日当440,000円（税込） 50,000円×8回×1.1消費税			甲8号証
同日				起票	
2022/6/6				決定	甲9号証
2022/6/17			440,000円	処理（口座振替）	
2022/7/4		（控訴審）訴訟事務委託契約書締結			乙3号証
2022/7/28		控訴審着手金594,000円（税込） 540,000円×1.1消費税			甲10号証
同日				起票・決定	甲11号証
2022/8/12			594,000円	処理（口座振替）	
2022/9/14	1回の口頭弁論で結審				
2022/11/9	判決言い渡し（棄却）※出廷せず				乙4号証
2022/11/11	判決文送達				
2022/11/21		（控訴審）訴訟事務委託契約協議書締結			乙5号証
同日		報酬金1,188,000円（税込） 1,080,000円×1.1消費税			甲1号証
同日				起票・決定	甲2号証
2022/11/24	上告状兼上告受理申立書提出				甲12号証
2022/11/25	上告期限				
2023/1/6			1,188,000円	処理（口座振替）	甲2号証
2023/1/16	上告理由書・上告受理申立て理由書提出 上告書：令和4年（ネオ）1007号 上告受理申立書：令和4年（ネ受）1069号				
2023/8/4	棄却・不受理（最高裁） 上告提起：令和5年（オ）418号 上告受理申立：令和5年（受）519号				甲3号証
合計金額		2,816,000円	2,816,000円		

仮に原告敗訴が90%以上濃厚であるとしても、上訴している以上は、原告・被告共に勝訴の可能性は等価であると考えねばなりません。この点だけ見ても被告の成功報酬支払は違法性が明らかです。少なくとも、被告は成功報酬支払の合意、及び支払の時点を誤ったことは確かです。これは憲法第17条の「公務員の不法行為による賠償請求権」に値します。

※ 原告準備書面(1)に「別紙1」として添付した、「東大和市を被告とした損害賠償請求事件に係る訴訟に関する橋本弁護士からの弁護士報酬請求と東大和市の支払処理、ならびに両者の契約事実、及び当該訴訟に関わる事項の一覧」を前ページに張り付けておきます。

※ 被告答弁書、ならびに原告準備書面(1)の全文について関心のある方は、自由と人権HPを開きご確認ください。

今月17日、ニューヨーク・コロンビア大学の学生たちが、ガザ地区への連帯を訴えてデモを開始した。彼らの訴えは「大学は、イスラエルと関係のある企業、またはハマスの戦争で利益を得ている企業との関係を断ち切らねばならない」というものだった。

## 新たな学生運動始まる

おおや はなよ  
大矢 英代

ところが翌日、大学側はデモ鎮圧を決定。警察を大量投入し、少なくとも100人が逮捕された。これが火に油を注ぎ、学生の怒りは全米各地の大学に波及した。ニューヨーク・タイムズの報道によれば、名門のイエール大学やエマソンン大学、南カリフォルニア大学など、少なくとも全米

## 本音の コラム



15校で抗議運動のテントが張られ、逮捕者は500人以上に上っている。軍事産業をはじめ、この虐殺から収益を得ている企業と取引するなど許されない。学生たちの訴えは極めてまっとうだ。それを守らない大学側に對して、学生ができることは体を張って座り込むことくらいしかない。それは言論と表現の自由を保障する合衆国憲法上、尊重されるべきだ。ちなみにイスラエルのネタニヤフ首相は一連の学生運動を「恐ろしい」ものであり、中止させるべきだと言った。共和党のジョンソン下院議長は「ナンセンスなことばかり、授業に戻れ」と訴えた。

2024.4.29

★4月29日の東京新聞に載っていた大矢花代さんのコラムである。アメリカで新たな学生運動が始まったという。かれらに連帯のメッセージを届けられないものかと探っていたが、英語が分からないでは打つ手もない。5月1日のテレビニュースや2日の東京新聞の記事でも、少しトーンが下がっていたが、やっと同じことが報じられた。コラムという

ものは、一般的には記事の後追いをし評論めいたことを書くことが多いが、一般記事や報道よりも俊敏な対応を見せてくれるのはこの筆者ゆえか。

それにしても大学側の対応は救いようもない。今年の1月には、ハーバード大学のクローディン・ゲイ学長が、学生たちのイスラエルへの抗議行動に関連して辞任に追い込まれた。アメリカでのイスラエル・ロビーの影響力の強さを感じさせる。それでも大学生たちは立ち上がって果敢に抗議の声を上げ続ける。

イスラエルに対する学生の鋭敏な感性と行動力は、60年代末の学生運動を思い起こさせる。今の日本には、考え行動する大学生は絶滅してしまったのだろうか。このうねりが日本にも押し寄せてくることを祈りたい。ベトナム反戦運動の時ように。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。